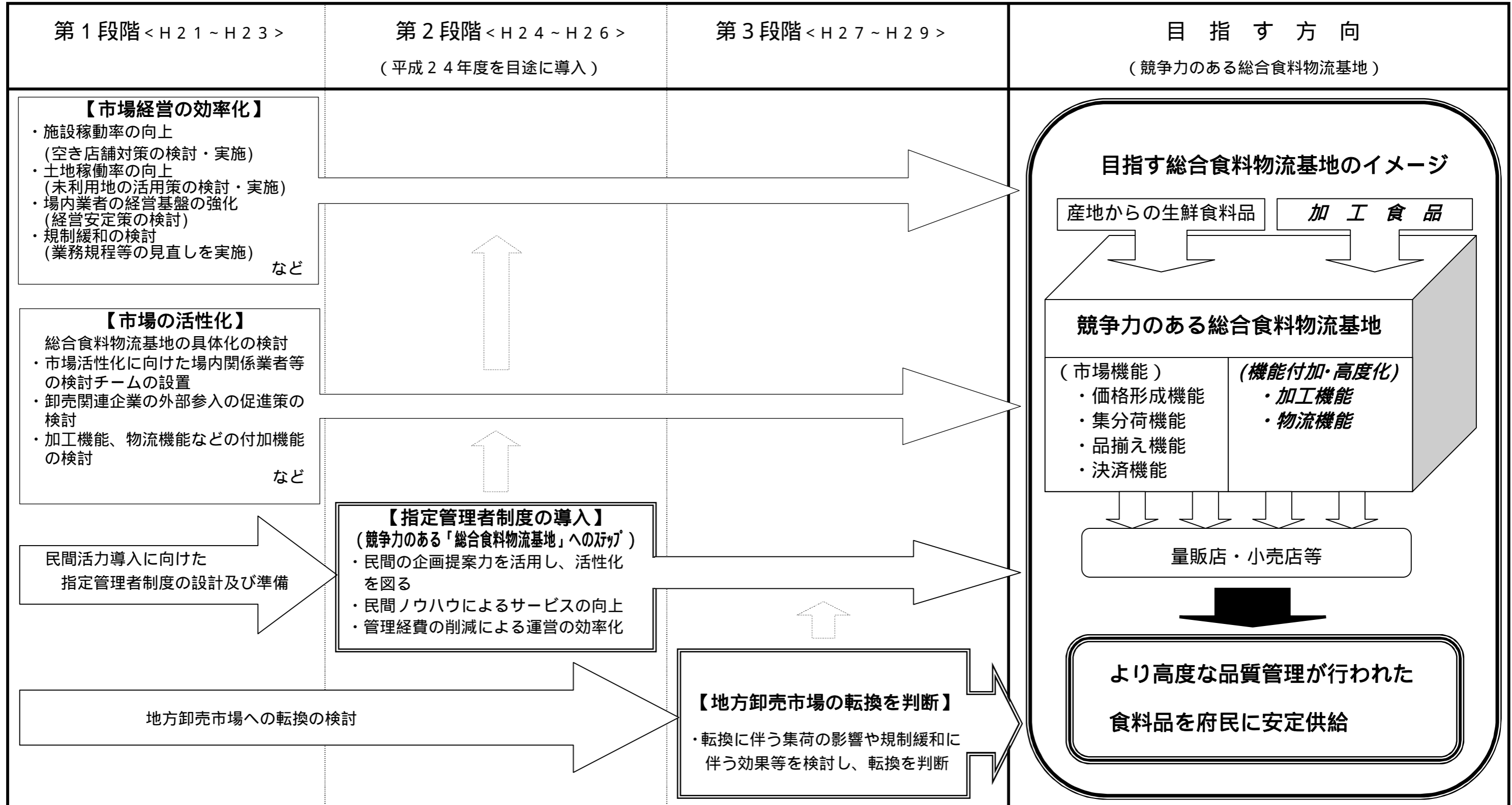


府中央卸売市場のあり方について

【環境農林水産部】

府中央卸売市場は、全国の卸売市場と同様、近年、取扱量の減少や流通構造の変化など、市場を取り巻く環境は大変厳しくなっている。
 このため、基本的な方向性としては、有利な立地条件や卸売市場の集荷力を活かし、民間の活力やノウハウを導入しながら市場の活性化を図り、隣接する加工食品卸売団地を含めて、流通構造の変化に対応した「競争力のある総合食料物流基地」を目指していく。
 まずは、運営形態を見直し効率化を図るため、維持管理に係る現行の契約を踏まえ、平成24年度を目途に指定管理者制度を導入する。併せて、地方市場化については、関係者による市場活性化を含めた協議の場を設け、引き続き検討する。

総合食料物流基地に向けた工程表



府中央卸売市場のあり方について（指定管理者制度導入・地方卸売市場転換検討）

【環境農林水産部】

【指定管理者制度導入について】

《内容》

運営形態を見直し、効率化を図るため、指定管理者制度を導入する。

《効果》

民間ノウハウを活用した施設管理によるサービスの向上。

管理経費の削減（人件費等）

〔中央市場での効果額は今後検証〕

他市場の現状

中央市場での導入事例はなく、すべて地方市場のみで導入。
導入目的は、管理経費の削減（人件費等）、サービスの向上（対応の迅速化）など。
大半が、場内業者が関係する企業が指定管理者となっている。

場内業者の意見

府があり方を議論する前に、場内業者の意見を聞き、活性化の議論をすべき。
規模の大きな市場で管理者となる者がいないのではないかと。
現在は、行政が指導監督することにより、食の安全・安心が担保できているが、民間が管理することで同じように担保できるのか疑問であり、行政の責任で運営すべきである。

課題

生鮮食料品流通に豊富なノウハウを有し、かつ市場業務に精通している者を指定管理者とする必要がある。

方向性

指定管理者制度導入については、効果的な制度を設計し、適切な者を指定管理者とするのに時間を要することを踏まえ、平成24年度を目途に導入する。

維持管理に係る現行の契約は概ね23年度までであることから、平成24年度からの導入が現実的であると考えられる。

【地方卸売市場転換検討について】

《内容》

中央卸売市場は様々な規制があり煩雑であることから、併せて経営の自由度を拡大するよう地方卸売市場への転換を検討する。

《効果》

法律上の指導監督業務が軽減されるため、管理経費の削減（人件費等）

法律上の規制が緩和されるため、自由な取引が可能。

他市場の現状

取扱量の減少など、国の再編基準のもと、地方市場化に踏み切ったものが大半。
場内業者と協議を行い、地方市場化を実施。
地方市場化後も、取扱量が減少している市場がある一方、一部場内業者の取組みにより取引量の増加した市場もある。

場内業者の意見

全国10位の取扱量があり、中央市場として、もっと活性化するように考えてほしい。
一部業界紙での、地方市場化が決定したかのような報道により、風評被害が出て、売上が減ったところがある。
産地から見れば、中央と地方の違いは大きい。荷も来なくなり、保証金の積上げが増えることになる。

課題

場内業者の理解と協力が必要。
集荷に影響が出る可能性があり、産地の理解も得る必要がある。

方向性

地方市場化は、業務の効率化、市場取引の自由度をより高めることが可能となる。

一方、これまで他の中央卸売市場において地方市場化したところは、取扱規模の小さい市場であり、また産地の理解が得られなければ取扱量の減少に繋がる恐れもあるため、引き続き検討することとし、関係者による市場活性化を含めた協議の場を設ける。